

## ケアハウス恵迪館 運営規程 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

### (事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人ふらて福祉会が開設するケアハウス恵迪館において、実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この事業者が行う指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

### (運営の方針)

- 第2条 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、適切なサービスの提供に努める。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 3 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 6 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 安定的かつ継続的な事業運営に努める。要員

### (事業所の名称及び所在地)

- 第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする
- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 一 名称  | ケアハウス恵迪館               |
| 二 所在地 | 福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-25 |

### (職員の員数及び職務内容)

- 第4条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- |           |         |  |
|-----------|---------|--|
| 一 管理者     | 1名（常勤）  | 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。                     |
| 二 計画作成担当者 | 1名（兼務）  | 利用者の適切なサービスが提供されるよう特定施設サービス計画を作成する。            |
| 三 生活相談員   | 1名（兼務）  | 利用者の生活相談、相談援助業務を行う。                            |
| 四 看護職員    | 1名（常勤）  | 利用者の健康管理に関する業務を行うとともに、日常生活に必要な支援及び介護を行う。       |
| 五 機能訓練指導員 | 1名（非常勤） | 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な心身機能の維持又は改善のための訓練を行う。 |

六 介護職員 7名以上（生活相談員と兼務2名）

手厚い介護職員 2名

介護従事者は、利用者の日常生活上に必要な支援及び介護を行う。

（入居定員）

第5条 入居定員は、20名（20室）とする。

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- 一 特定施設サービス計画の作成
- 二 入浴（週2回以上）、更衣、排泄、整容、口腔、食事、移動等の介護
- 三 その他の日常生活上の支援・世話
- 四 機能訓練・アクティビティ
- 五 健康管理
- 六 相談及び援助
- 七 利用者の家族及び地域との連携

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 介護保険の給付対象とならないもの

（ご利用者全額負担となるもの）

〔基本料金〕

内 容	月 額	自己負担額
① 事務費	77,800円	10,000円～77,800円
② 生活費	46,940円	46,940円
③ 家賃	33,600円	33,600円

3 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 入居一時金 300,000円
- 二 個別的な外出介助（利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物等の外出介助、協力医療機関以外の通院・入退院の際の介助等）職員対応の場合2,000円/時間  
外部対応の場合3,000円/時間
- 三 個別的な買い物等の代行 職員対応の場合3,000円/時間  
外部対応の場合3,000円/時間
- 四 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 無 料
- 五 おむつ代 実 費
- 六 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用 実 費
- 七 居室の水道、光熱費 実 費
- 八 手厚い介護費  
基準以上の職員の配置（2名） 全員20000円/月  
要介護の方で認知症で目が離せない状態、行動障害が出た場合  
（個人で違う為、料金については別紙にて説明）個人 一 円/月
- 九 退去時の居室の修復費 実 費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 全室個室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 日々の生活について、利用者は同意した特定施設サービス計画を考慮し、日常生活上での心身の機能の維持改善を図り、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように、又、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 乱暴な言動や態度、けんか、口論、悪口、陰口、泥酔などにより他の利用者を不快にさせたり、共同生活の和を乱すこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応)

第10条 利用者の症状に急変や事故が生じた場合は、緊急時対応マニュアルおよび24時間連携体制表に基づき速やかに主治医又は協力医療機関及び家族へ連絡を取るなど必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 提供した指定特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

(ハラスメントの防止)

第14条 事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の適切なサービス提供を確保するため、職場におけるハラスメント行為は許さず、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(身体拘束等に関する事項)

- 第15条 本事業所は利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。
- 2 身体拘束等禁止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - 3 身体拘束等禁止のための指針を整備する。
  - 4 従業者に対し身体拘束等禁止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
  - 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
  - 6 本事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

- 第17条 本事業所は従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うものとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。職員は感染症等に関する知識の習得に努める。

(個人情報保護)

- 第18条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。
  - 3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- |         |          |
|---------|----------|
| 一 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| 二 継続研修  | 随時       |
- 2 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体保護するため、緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録するものとする。
  - 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人ふらて福祉会と施設長、管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 4 看護職員又は介護職員を指定特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するための措置として、スタッフ室入口の出勤者掲示板へ職種・氏名付き写真を掲示する。

(事業継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第21条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ふらて会と事業所の施設長・管理者との協議に基づいて定める。

## 付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月20日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。